

# K-Report

2011年 4月1日発行  
第1巻 第1号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 名古屋市中区大須四丁目 11 番 39 号 川本ビル 4 階

TEL 052-261-2611 FAX 052-261-2612

URL <http://www.tomiken.org>



## 1. 法改正情報

### 目次

#### 1 法改正情報

#### 2 ワークライフバランス とは

#### 3 所長コラム

#### ●雇用調整助成金・中小企業緊急 雇用安定助成金…

景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の休業・教育訓練または出向を行った場合に、休業手当・賃金などの一部を助成するもので、教育訓練を実施した場合は教育訓練費が加算されます。

#### ●労働移動支援助成金…

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し求職活動等のための休暇を付与した事業主、民間の職業紹介事業者等に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた事業主に助成金が給付されます。

#### ■2011年4月より助成額が改定に

2011年4月1日より、「雇用調整助成金」・「中小企業緊急雇用安定助成金」・「労働移動支援助成金」が次のとおり改定されます。

#### ●雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金

##### 【改定内容】

教育訓練のうち、事業所内訓練(※1)を実施した場合に加算される教育訓練費が、判定基礎期間(※2)の初日が2011年4月1日以降のものから改定されます。(事業所外訓練に対する支給額は変更ありません)

【対象労働者1人1日当たりの支給額】	【現行】	【改定後】
・大企業(雇用調整助成金)	4,000円	→ 2,000円
・中小企業(中小企業緊急雇用安定助成金)	6,000円	→ 3,000円

(※1)…通常の生産活動と区別して受講する従業員の所定労働時間の全日又は半日(3時間以上)にわたり行われる、事業主自らが行う訓練

(※2)…助成金申請の単位となる期間で、賃金締切期間を言います。

#### ●労働移動支援助成金

##### 【改定内容】

2011年4月1日以降に支給申請があったものから支給額が改定されます。

#### ① 求職活動等支援給付金

	【現行】	【改定後】
・大企業・中小企業ともに	7,000円	→ 中小企業 7,000円 大企業 4,000円(※3)

#### ② 再就職支援給付金

	【現行】	【改定後】
・中小企業	掛かった費用の1/2(最大30万円)	→ 1/2(最大40万円)
・大企業	掛かった費用の1/3(最大20万円)	→ 廃止(※3)

(※3)…2011年3月31日までに離職した対象従業員については、大企業は2011年4月1日以降も現行制度通り支給申請が可能です。

詳しくは、当事務所までお問い合わせ下さい。

## 2. ワークライフバランスとは

### ■なぜワークライフバランスが必要とされるのか？

ワークライフバランスとは、仕事と生活を調和させることで、仕事のやりがいや責任を果たしつつ、充実した私生活を無理なく実現できる状態をいいます。これまで、我が国の雇用社会でワークライフバランスはあまり重要視されてきませんでした。長時間の残業や休日出勤もいとわないことが優秀な社員と考えられ、また、女性は結婚・妊娠を機に退職することが一般的でした。しかし、ライフスタイルの意識の変化に伴い、これまでの働き方を見直そうとする機運が急速に高まってきました。また、社会全体の観点からワークライフバランスは、次世代育成支援にもつながるものと期待されています。

とは言え、『ワークライフバランスを推進すると、一時的に企業の負担は増えるのでは？』とお考えになるかもしれません。しかし、長い視点で見れば間違いなく、企業にとってのメリットと捉えることができます。働く社員の皆さん、そして『明日への投資』として積極的に推進する企業の双方がメリットを感じられる制度を少しずつ取り入れてみてはいかがでしょうか？

今後、定期的にワークライフバランスの取り組み例をご紹介していきたいと思えます。『これならウチでも取り入れられるかも！』、そう感じて頂けると幸いです。

## 3. 所長コラム

### ■アルコール検知器義務化が始まります

2011年4月1日より運送業でのアルコール検知器使用が義務付けられました。

貨物自動車運送業では、乗務前の点呼時に酒気帯びの有無を確認する場合には、目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いなければならないこととなり、営業所ごとに常時保持し、故障の有無を定期的に確認し、また電話点呼の場合は携帯させなければなりません。

点呼時に、呼気中 0.15mg/l 以上であれば酒気帯び、0.25mg/l 以上であれば酒酔い運転。当然運行を許可することはありませんが、営業所まで車で出勤している場合、警察に通報？もちろん、車に乗って帰宅させるわけにもいきません。

では、呼気中 0.15mg/l 未満の場合は？

個人差はありますが、通常【ビール 500ml】・【日本酒 1 合】・【焼酎コップ半分】、これらを 1 単位として、1 単位(ビール 500ml)を飲むと 4 時間アルコールが体内に溜まります。ビール、日本酒、焼酎コップ半分を飲むと 3 単位 12 時間かかりますので、飲んだ翌朝車で出勤すると酒気帯び運転になる可能性が十分にあります。

運送業だけではなく、自動車営業したり配達したり、現代の事業に車は欠かせないものになっています。運送業は特に酒気帯び運転は当然ですが、呼気中 0.15mg/l 未満の場合についても就業規則等による厳格な規制が必要ですし、運送業以外についても業務開始前の飲酒の規制を視野に入れた規則の整備が必要と思われます。

仕事と家庭の両立を図る労働者を支援する事業主・事業団体に対し、【育児・介護雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)】の支給なども行われています。



ビールなら中ジョッキ1杯程度が500mlになります。あっという間に飲んでしまう量ですが…、『飲んだら乗るな！』が鉄則です。